乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

（沿革）平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第２号（制定）
平成15年7月30日経済産業省・国土交通省告示第５号（一部）
平成16年1月22日経済産業省・国土交通省告示第１号（一部）
平成18年3月17日経済産業省・国土交通省告示第１号（全部）
平成19年7月2日経済産業省・国土交通省告示第４号（全部）
平成23年3月22日経済産業省・国土交通省告示第１号（一部）
平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第２号（全部）
平成25年12月27日経済産業省・国土交通省告示第１１号（一部）

１　判断の基準

１－１　判断の基準

(1)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第１号に規定する乗用自動車（以下「乗用自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ガソリン乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号。以下「省令」という。）第１条の表第１号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第１号に掲げる方法により算定したもの（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、同条第２号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＪＣ08モード燃費値」という。）を別添１の換算式により変換したものをいう。）をいう。以下(2)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(1)において「ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	21.2
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.8
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.9
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	16.0
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	13.0
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	10.5
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.9
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	7.8
9　車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.4

備考　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

(2)　乗用自動車であって、軽油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成17年４月１日に始まり平成18年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率

1　車両重量が1,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	18.9
2　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	16.2
3　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のディーゼル乗用自動車	13.2
4　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のディーゼル乗用自動車	11.9
5　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	10.8
6　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	9.8
7　車両重量が2,266キログラム以上のディーゼル乗用自動車	8.7

(3)　乗用自動車であって、液化石油ガスを燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「ＬＰガス乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するＬＰガス乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（10・15モード燃費値に限る。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が703キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	15.9
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	14.1
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	13.5
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	12.0
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	9.8
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	7.9
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	6.7
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のＬＰガス乗用自動車	5.9
9　車両重量が2,266キログラム以上のＬＰガス乗用自動車	4.8

(4)　ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。以下(5)及び(8)おいて同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(2)において「ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が601キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	22.5
2　車両重量が601キログラム以上741キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.8
3　車両重量が741キログラム以上856キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.0
4　車両重量が856キログラム以上971キログラム未満のガソリン乗用自動車及び	20.8

ディーゼル乗用自動車	
5　車両重量が971キログラム以上1,081キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.5
6　車両重量が1,081キログラム以上1,196キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	18.7
7　車両重量が1,196キログラム以上1,311キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	17.2
8　車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	15.8
9　車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	14.4
10　車両重量が1,531キログラム以上1,651キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	13.2
11　車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	12.2
12　車両重量が1,761キログラム以上1,871キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	11.1
13　車両重量が1,871キログラム以上1,991キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	10.2
14　車両重量が1,991キログラム以上2,101キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	9.4
15　車両重量が2,101キログラム以上2,271キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	8.7
16　車両重量が2,271キログラム以上のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	7.4

(5)　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「小型バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年度４月１日に始まり平成32年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する小型バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「小型バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　揮発油を燃料とする小型バス	8.5
2　軽油を燃料とする小型バス	9.7

(6)　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第４条第１項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の４に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に限る。以下「路線バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する路線バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第２号に規定する数値（以下「重量車モード燃費値」という。）をいう。以下(7)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(4)において「路線バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が3.5トン超８トン以下の路線バス	6.97
2　車両総重量が８トン超10トン以下の路線バス	6.30
3　車両総重量が10トン超12トン以下の路線バス	5.77
4　車両総重量が12トン超14トン以下の路線バス	5.14
5　車両総重量が14トン超の路線バス	4.23

(7)　乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。以下「一般バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する一般バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(4)において「一般バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が3.5トン超６トン以下の一般バス	9.04
2　車両総重量が６トン超８トン以下の一般バス	6.52
3　車両総重量が８トン超10トン以下の一般バス	6.37
4　車両総重量が10トン超12トン以下の一般バス	5.70
5　車両総重量が12トン超14トン以下の一般バス	5.21
6　車両総重量が14トン超16トン以下の一般バス	4.06
7　車両総重量が16トン超の一般バス	3.57

(8)　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成32年４月１日に始まり平成33年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(5)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(5)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

区　　分	基準エネルギー消費効率
1　車両重量が741キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	24.6
2　車両重量が741キログラム以上856キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	24.5
3　車両重量が856キログラム以上971キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	23.7
4　車両重量が971キログラム以上1,081キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	23.4
5　車両重量が1,081キログラム以上1,196キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	21.8
6　車両重量が1,196キログラム以上1,311キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	20.3
7　車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	19.0

8　車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	17.6
9　車両重量が1,531キログラム以上1,651キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	16.5
10　車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	15.4
11　車両重量が1,761キログラム以上1,871キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	14.4
12　車両重量が1,871キログラム以上1,991キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	13.5
13　車両重量が1,991キログラム以上2,101キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	12.7
14　車両重量が2,101キログラム以上2,271キログラム未満のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	11.9
15　車両重量が2,271キログラム以上のガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス	10.6

１－２　判断の基準の特例

(1)　ガソリン乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１(1)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車平均燃費値が１－１(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとにガソリン乗用自動車平均燃費値が同表の右欄に掲げるエネルギー消費効率許容値を下回らないものであり、かつ、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車平均燃費値が１－１(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を２で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

区　　分	エネルギー消費効率許容値
1　車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	20.2
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.5
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.1
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	14.1
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	12.6
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	9.8
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.0
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	6.8
9　車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.1

(2)　ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１(4)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車等平均燃費値が１－１(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車等平均燃費値が１－１(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和）の範囲

内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

(3)　小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、１－１(5)の判断の基準において、小型バス平均燃費値が１－１(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(3)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあっては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（小型バス平均燃費値が１－１(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあっては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

(4)　路線バス又は一般バスの製造又は輸入の事業を行う者は、１－１(6)又は(7)の判断の基準において、路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が１－１(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(4)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が１－１(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を２で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

(5)　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バスの製造又は輸入の事業を行うものは、１－１(8)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、国内向けに出荷するガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びに電気自動車等（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（型式指定自動車（道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のものを除く。）であって、乗車定員10人以下のもの及び乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものをいう。））のエネルギー消費効率（別添２の換算式により変換したものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　表示事項等

２－１　表示事項

エネルギー消費効率（10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた乗用自動車（１－１の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない乗用自動車をいう。）の普及を図るため、乗用自動車のエネルギー消費効率に関し、乗用自動車製造事業者等（乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。

イ　車名及び型式

ロ　乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称

ハ　使用する燃料の種類（レギュラーガソリン、プレミアムガソリン、軽油又は液化石油ガスの別）
ニ　原動機の型式及び総排気量
ホ　車両重量
ヘ　乗車定員
ト　車両総重量（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）
チ　原動機の最高出力及び最大トルク
リ　エネルギー消費効率
ヌ　燃料供給装置の形式
ル　変速機の形式及び変速段数
ヲ　変速機の各段ギア比（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）
ワ　筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

２－２　遵守事項

(1)　２－１に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、２－１リに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下１桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下２桁）まで表示すること。

(2)　路線バス又は一般バスにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、２－１リに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。

(3)　展示に供する乗用自動車には、２－１イ及びリに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、２－１リに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下１桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下２桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあっては、その旨を付記すること。

(4)　２－１リに掲げる事項は、気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。

(5)　(1)、(3)及び(4)において表示する２－１リに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
１　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は小型バス	ＪＣ08モード燃費値（ただし、ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、10・15モード燃費値）
２　路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

別添１

１の１－１の(1)に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$　：換算後の10・15モード燃費値　km／l
Fe_{JC08}　：ＪＣ08モード燃費実測値　km／l
IW_0　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量　kg
ΔIW　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示1268号）による改定前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値　kg

A及びB　：以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）		手動式	1.078	0.241
		手動式以外のもの		0.352
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、軽自動車以外のもの	細目告示別添42に規定する電気式ハイブリッド自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）以外のもの	手動式	1.078	0.234
		手動式以外のもの		0.288
	電気式ハイブリッド自動車	手動式	1.149	0.234
		手動式以外のもの		0.288

別添２

１の１－２（5）に定める算定式は以下のとおりとする。

$$Fe_{EV} = 9,140 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / (UF(R_{CD}) \times (1/Fe_{CD} + 1 / (9.14 \times R_{CD} / E_1)) + (1 - UF(R_{CD})) / Fe_{CS})$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{CD}/400)^6 - 98.9 \times (R_{CD}/400)^5 + 134 \times (R_{CD}/400)^4 - 89.5 \times (R_{CD}/400)^3 + 32.5 \times (R_{CD}/400)^2 - 11.8 \times (R_{CD}/400))$$

Fe_{EV}　：換算後の電気自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

EC　：細目告示別添42別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより走行する際の交流電力量消費率であって、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの　Wh／km

Fe_{PHEV}　：換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のＪＣ08モード燃費値　km／l

Fe_{CS}　：外部充電による電力を用いないで走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

Fe_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

R_{CD}　：外部充電による電力を用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）　km

E_1　：一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　kWh／回

$UF(R_{CD})$　：プラグインレンジに応じて算出される係数

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の２の規定により行うべき表示事項等は、施行日以降に道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの（同日前に指定の申請を行ったものを除く。）については指定の日から、その他については平成二十六年一月一日から、それぞれ適用する。